第一項の表四七の項を次のように改める。

47	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

64	削除

第一項の表六七の項を次のように改める。

67	削除

第二項の表一の項を次のように改める。

1	削除

第四項の表一六の項を次のように改める。

16	(1)　京都府京都市西京区大原野南春日町1325番3　(601.00) (2)　大阪府交野市東倉治3丁目1番1号　(116.00)	北緯34度57分38秒東経135度38分22秒の地点と北緯34度47分36秒東経135度42分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

第四項の表一八の項中「(110.00)」を「(116.00)」に、「大阪府高槻市大字上牧90番26」を「大阪府高槻市梶原」に、「(307.50)」を「(304.00)」に改める。

三十三　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三六の項を次のように改める。

36	削除

第一項の表七三の項を次のように改める。

73	削除

第一項の表九四の項を次のように改める。

94	削除

第一項の表一一六の項を次のように改める。

116	削除

第一項の表一一九の項を次のように改める。

119	削除

第一項の表一四八の項を次のように改める。

148	削除

第一項の表一六五の項及び一六六の項を次のように改める。

165	削除
166	削除

第一項の表一七一の項を次のように改める。

171	削除

第一項の表一七八の項を次のように改める。

178	削除

第一項の表二六二の項を次のように改める。

262	削除

第一項の表二六五の項を次のように改める。

265	削除

第一項の表三〇二の項を次のように改める。

302	削除

三十四　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

3	削除

第一項の表一四の項を次のように改める。

14	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

46	削除

第一項の表八一の項を次のように改める。

81	削除

第一項の表八七の項を次のように改める。

87	削除

第一項の表八九の項を次のように改める。

89	削除

三十五　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一四の項を次のように改める。

114	削除

第一項の表一二二の項を次のように改める。

122	削除

三十六　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二六の項を次のように改める。

26	削除